

令和 5 年度

新庄市第 3 子以降児童等学校給食費無償化事業および
新庄市第 2 子児童等学校給食費半額補助事業について

保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、下記の要件に該当する第 3 子以降児童等の学校給食費の無償化および第 2 子児童等の学校給食費の半額補助を実施します。

※このお知らせは、制度の対象外となる方も含め、新庄市立学校に在籍する全ての児童生徒の世帯に配布しています。

● 第 3 子以降児童等学校給食費無償化の対象となる要件

以下の①から③を全て満たす場合に、以下①の子のうち年長の者から数えて 3 人目以降の子の学校給食費が無償化の対象となります。(学校給食費の集金はありません。)

- ①新庄市内に住所を有し、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの子が 3 人以上いる世帯。
- ②①の子のうち年長の者から数えて 3 人目以降の子が学校給食の提供を受けている。
- ③生活保護で学校給食費の支援を受けていない世帯。

● 第 2 子児童等学校給食費半額補助の対象となる要件

以下の①から③を全て満たす場合に、以下①の子のうち年長の者から数えて 2 人目の子の学校給食費が半額補助の対象となります。(学校給食費の集金が半額となります。)

- ①新庄市内に住所を有し、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの子が 2 人以上いる世帯。
- ②①の子のうち年長の者から数えて 2 人目の子が学校給食の提供を受けている。
- ③生活保護で学校給食費の支援を受けていない世帯。

● 無償化・半額補助の対象となる児童等の例

	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子	無償化・半額補助 の対象者
例 1	中学生 (ア)	中学生 (イ)	小学生 (ウ)		(イ) 半額 ・ (ウ) 無償
例 2	高校生 (ア)	中学生 (イ)	中学生 (ウ)	小学生 (エ)	(ウ) 半額 ・ (エ) 無償
例 3	高校生 (ア)	高校生 (イ)	中学生 (ウ)	小学生 (エ)	(エ) 半額
例 4	高校生 (ア)	高校生 (イ)	中学生 (ウ)		対象者無し

● 制度の対象となる場合

申請は不要です。対象となる児童等の保護者の方には、児童生徒を通じて、補助決定のお知らせをお渡しします。

年度途中で世帯の状況に変更が生じた場合（就学させる義務を負う子の人数に変更があった場合や生活保護に関する変更があった場合）には、速やかに下記までご連絡ください。

お問い合わせ先 新庄市教育委員会 学校教育課 直通 0233-23-5003